

新しい 原料原産地 表示制度を 知ろう！

中小企業向けマニュアル



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

令和3年10月

目次

1	新しい原料原産地表示制度の導入	1
	1.なぜ原料原産地表示が必要？	1
	2.原料原産地表示の義務と意義	1
2	新しい原料原産地表示の概要と表示方法	2
	1.原料原産地表示の対象となる加工食品	2
	①対象とならないか省略可能なケース	2
	②以前から原料原産地表示の対象 としていた加工食品の表示方法	3
	2.原料原産地表示のポイント	5
	①原料原産地表示の対象となる原材料	5
	②原料原産地表示の表示方法	7
	③対象原材料が生鮮食品の場合	7
	④対象原材料が加工食品の場合	8
	⑤複数の異なる原産地の原材料を 混合している場合	9
	⑥原産地・製造地の国別の重量順表示が 困難である場合	10
3	新しい原料原産地表示制度対応の進め方	15
	1.原料原産地表示の対象となる加工食品の判断	15
	2.原材料の情報の整理から表示内容の決定まで	15
4	その他	24
	1.問い合わせ先	24
	2.参考資料	25



新たな原料原産地表示制度の対象となる食品であるか知りたい方

P2へ



以前から原料原産地表示の義務表示対象の食品を製造していた方

P3へ



原料原産地表示をするための具体的な手順・必要な準備について知りたい方

P15へ



原料原産地の表示の方法を理解したい方

P5へ



どのような表示の方法が可能であるか教えてほしい方

P17へ



原料原産地の表示の方法はわかるが、「又は表示」、「大括り表示」や「大括り表示+又は表示」の根拠資料をどのようにすればよいか分からない方

P19へ

新しい原料原産地表示制度の導入

1

なぜ原料原産地表示が必要？

原料原産地は多くの消費者が商品を選ぶときに参考にしていますが、これまで一部の加工食品にしか表示義務がありませんでした。実行可能性を確保しつつ対象の拡大に向けて検討を重ねた結果、平成29(2017)年9月1日、食品表示基準が改正・施行され、国内で製造・加工された全ての加工食品(輸入品を除く)に新しい原料原産地表示の対応が求められています。

新しい原料原産地表示では、これまで原料原産地表示義務がなかった加工食品にも表示義務が課せられるため、食品関連事業者の方にあつては十分に理解して対応しなければなりません。

2

原料原産地表示の義務と意義

たくさんの消費者が食品表示を見て商品を購入する中で、正しい原料原産地を表示することは食品事業者が製造した食品の魅力・良さを正しく消費者に伝えることにもつながります。他方、万が一、原料原産地表示を含めて食品表示に関する虚偽の表示を行った場合、懲役や罰金が科せられるだけでなく、消費者からの社会的信用も失うことになりかねません。

消費者に商品の情報・魅力を正しく伝えるため、正しい原料原産地表示を行うようにしましょう。

食品表示基準改正

- 平成29(2017)、国内で作られたすべての加工食品に原料原産地表示を行うよう食品表示基準を改正
(令和4年3月末まで経過措置期間)
- 令和4(2022)年4月1日より完全施行

消費者意識

消費者の **67%** が
原料原産地名を
参考にして商品を選択



違反時

- 違反・偽造表示には罰則
(懲役・罰金)
- 消費者からの社会的信用失墜

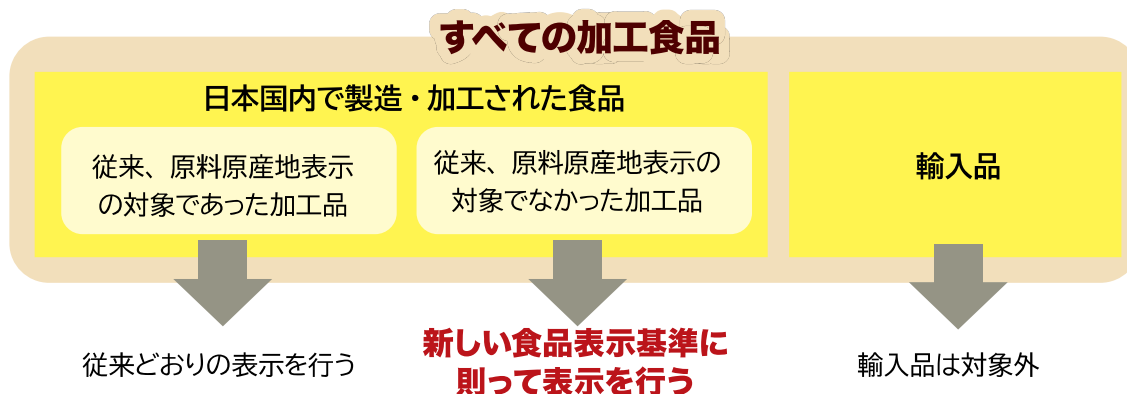
意義

- 消費者の自主的かつ合理的な食品の
選択の機会を確保
- 食品の魅力・良さを正しく消費者に伝え
られる

1

原料原産地表示の対象となる加工食品

従来は加工度の低い一部の加工食品（食品表示基準別表第15で定める22食品郡及び4品目）のみに対して原料原産地名の表示が義務付けられていましたが、新しい制度においては、国内で製造・加工された全ての加工食品に原料原産地名の表示が義務付けられました。



①対象とならないか省略可能なケース

新制度においては、原則、国内で製造・加工された全ての加工食品が表示対象ですが、下記の場合は対象外又は表示を省略することが可能です。

○原料原産地名の表示の必要がない

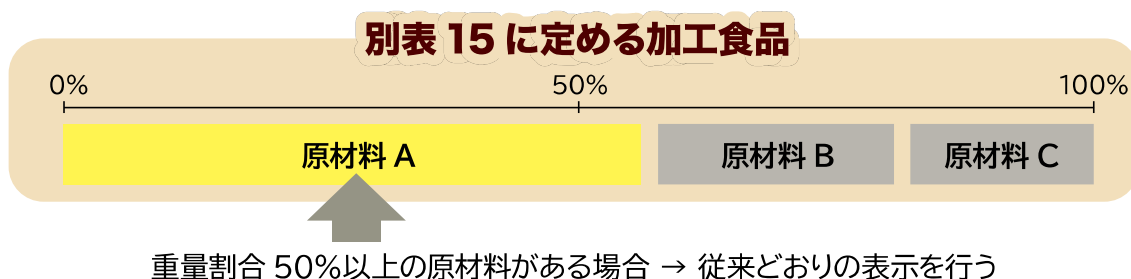
区分	具体例
加工食品を設備を設けて飲食させる場合	・レストランや食堂、喫茶店等での外食
容器に入れずに販売する場合	・串に刺してある焼き鳥をそのまま販売 ・トレイに載せた加工食品（ラップ等で包装しないもの） ・消費者に渡す際に紙、ビニール等で包装した加工食品
他法令によって表示が義務付けられている場合	・「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和28年法律7号） 例：ワイン ・「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年法律26号） 例：米穀、米粉、米麴、米菓生地等の原料、米飯類、もち・団子等
食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合	・スーパーマーケットの店内でそうざい等を製造し、店内で直接販売する場合
不特定又は多数の者に対して譲渡する場合	・サンプル品を配布する場合（※販売でない場合）

○原料原産地名の表示を省略できる

区分	具体例
容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm ² 以下の場合	—

②以前から原料原産地表示の対象としていた加工食品の表示方法

以前から原料原産地表示を義務表示としていた品目のうち、以下の食品表示基準別表第 15 に定める食品群で、かつ、原材料及び添加物に占める重量割合が最も大きい生鮮食品（生鮮原材料）の重量割合が 50% 以上の場合、従来どおりの表示方法に従い原料原産地名を表示します。



また、別表第 15 に定める 4 品目（農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品及びかつお削りぶし）の場合、個別に定められた表示方法に従い原料原産地名を表示します。

ケーススタディ 1

従来、表示義務のなかった別表第15の22食品郡に原料原産地表示は必要？

別表第15に該当する食品を製造していますが、最も重量割合が大きい原材料の割合が50%未満でした。原料原産地表示を行う必要はあるでしょうか。



A 新たな加工食品の原料原産地表示制度の対象加工食品になりますので、本マニュアルで示した新しい制度での表示が必要です。

ケーススタディ 2

別表第15に該当する加工食品に対して「又は表示」や「大括り表示」、「製造地表示」は可能？

別表第15に該当する加工食品は、「又は表示」や「大括り表示」、「製造地表示」で表示することはできますか。



A 以前から原料原産地表示が義務付けられていた別表第15に記載されている加工食品は、原則、「又は表示」や「大括り表示」、「製造地表示」で表示することはできません。従来どおり国別重量順で表示する必要があります。

なお、「かつお削りぶし」については、以前から「かつおのふし」の産地を原料原産地として表示していますが、中間加工原材料の製造地表示の導入に伴い、今後は「〇〇製造」と表示してください。

食品表示基準別表第 15

1 次に掲げるもののうち、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品（(5) の緑茶及び緑茶飲料にあつては荒茶の原材料、(6) のもちにあつては米穀、(8) の黒糖及び黒糖加工品にあつては黒糖の原材料、(9) のこんにゃくにあつてはこんにゃくいも（こんにゃくの原材料であるこんにゃく粉の原材料として用いられたこんにゃくいもを含む。）、(18) のこんぶ巻にあつてはこんぶに限る。）の当該割合が 50 パーセント以上であるもの。

- (1) 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたものを除く。）
- (2) 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物を除く。）
- (3) ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- (4) 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
- (5) 緑茶及び緑茶飲料
- (6) もち
- (7) いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- (8) 黒糖及び黒糖加工品
- (9) こんにゃく
- (10) 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- (11) ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- (12) 表面をあぶった食肉
- (13) フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- (14) 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。）
- (15) 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）
- (16) 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- (17) 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- (18) こんぶ巻
- (19) ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- (20) 表面をあぶった魚介類
- (21) フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- (22) 4又は 14 に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）

2 農産物漬物

3 野菜冷凍食品

4 うなぎ加工品

5 かつお削りばし

新たに「おにぎり」が追加。

**おにぎりに使用するのりの原料である原そうの
原産地を表示する必要があります。**

6 おにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原料として使用しているものに限る。）

2 原料原産地表示のポイント

①原料原産地表示の対象となる原材料



Point 1 商品に使用した原材料のうち、最も重量割合が大きい原材料が表示対象

加工食品の製造に使用した原材料のうち、最も重量割合が大きい原材料の原料原産地名を表示します。

原材料	重量割合	原産地	
豚肉	35%	国産 25% B 国 10%	最も重量割合が大きい豚肉が原料原産地表示の対象
野菜 トマト	30%		「野菜」とまとめ表示にした場合も、重量割合計算では、合計せずに個別に扱う
にんじん	20%		
小麦粉	15%		

○対象原材料の考え方

最も重量割合が大きい原材料が水の場合

水は原料原産地の表示の対象にはなりません。最も重量割合が大きい原材料が水だった場合は、水に次いで割合の大きい原材料が対象原材料となります。

添加物のみで製造される加工食品の場合

添加物は原料原産地の表示の対象にはなりません。ベーキングパウダー等の添加物だけで製造された製品は原産地表示の対象外になります。

最も重量割合が大きい原材料が複数ある場合

最も重量割合が大きい原材料が複数ある(原材料の重量割合が同じ)場合は、該当する全ての原材料が対象原材料となります。

重量割合が2位以下の原材料の場合

重量割合が2位以下の原材料は、原料原産地表示の義務付けはありませんが、消費者に正しい情報を提供する観点から、できるだけ多くの原材料に原料原産地名を表示することが望ましいです。

原材料名をまとめ書きしている場合

原材料名を「野菜(トマト、にんじん)」等とまとめ書きしていても、重量割合は個別の原材料単位で考えます。上図例ではトマト(30%)よりも豚肉(35%)が多いため、豚肉が対象原材料となります。

ケーススタディ 3

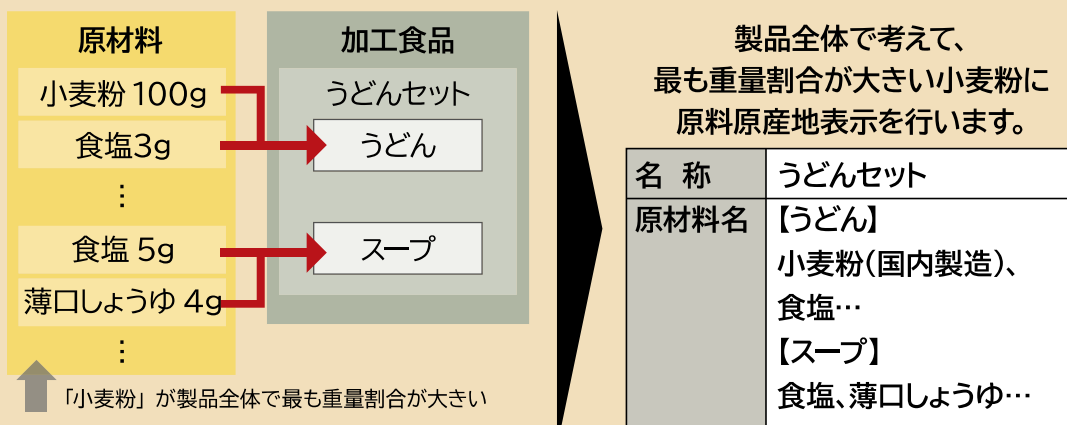
加工食品を組み合わせて販売する場合の表示対象

個別に包装される等の区分けがされている複数の加工食品を組み合わせて、1つの製品とする場合、どの原材料に原産地の表示義務があるでしょうか。
(麺とスープを一緒にの包装に入れる場合やクッキーとチョコレートを組み合わせて1つの包装とする場合等)

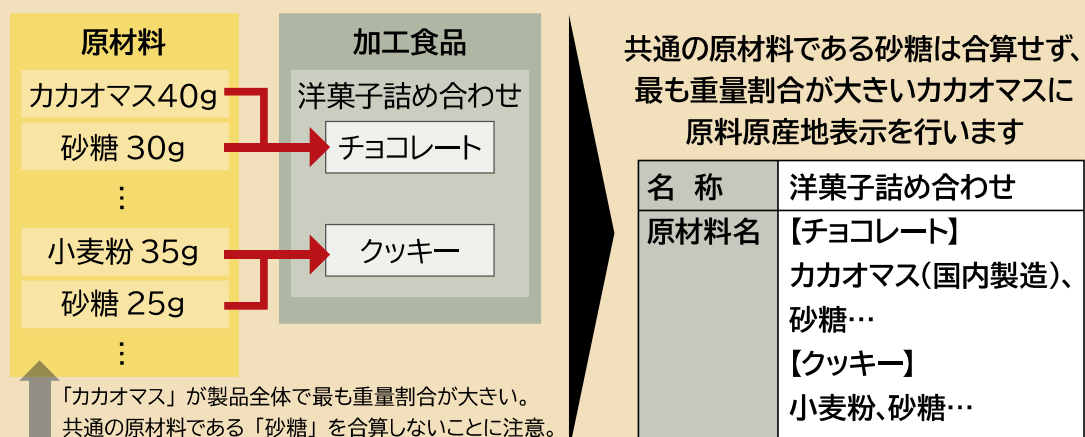


A 組み合わせている加工食品それぞれの最も重量割合が大きい原材料のうち、製品全体で考えて最も重量割合が大きい原材料に原料原産地表示を行います。
同じ原材料がそれぞれの加工食品に使用されていても、その重量を合算し、比較する必要はありません。
なお、具体例②のような別々に食べるものの場合、それぞれの加工食品の重量割合上位1位の原材料の全てに原産地を表示することが望ましいと考えます。

具体例① うどんとスープ等、それぞれを調理・組み合わせて食べるものの場合



具体例② クッキーとチョコレート等、それぞれ独立しており、別々に食べるものの場合



※なお、消費者に正しい情報を提供する観点から、なるべくクッキーの原材料の中で最も重量割合が大きい小麦粉の原料原産地も記載することが望ましいです。

②原料原産地表示の表示方法



Point 2

原材料名の後に表示する方法と、原料原産地名の枠を設ける方法の 2 種類

表示方法は、原材料名の後に括弧書きして表示する方法と、原材料名の枠とは別に原料原産地名の枠を設ける方法があります。

表示例1 原材料名の枠内に、原材料名の後に括弧書きして表示する場合

名 称	ウイナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産)、豚脂肪、糖類(水あめ、ぶどう糖、砂糖)、…

表示例2 原材料名の枠とは別に、原料原産地名の枠を設けて表示する場合

名 称	ウイナーソーセージ
原材料名	豚肉、豚脂肪、糖類(水あめ、ぶどう糖、砂糖)、…
原料原産地名	国産(豚肉)

対象となる原材料名を併記して表示

③対象原材料が生鮮食品の場合



Point 3

最も重量割合が大きい原材料が生鮮食品の場合、原産地を表示

最も重量割合が大きい原材料が、国産品であるものには「国産である旨」(国産、日本、日本産等)、輸入品であるものには「原産国名」(アメリカ産、カナダ等)を表示します。

表示例1 原材料の原産地を国別に表示

名 称	ウイナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産)、豚脂肪、糖類(水あめ、ぶどう糖、砂糖)、…

原料原産地を表示する原材料が国産品である場合は、「国産」の表示に変えて都道府県名等の一般的に知られている地名の表示を行うことも可能です。

「国産である旨」に代えて原産地を表示する場合

対象原材料	表示方法
農産物	都道府県その他一般に知られている地名
畜産物	主たる飼養地(最も飼育期間が長い場所)が属する都道府県名その他一般に知られている地名
水産物	生産(採取及び採捕を含む。)した水域の名称、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場(最も養殖期間の長い場所)が属する都道府県名その他一般に知られている地名

④対象原材料が加工食品の場合



Point4

最も重量割合が大きい原材料が加工食品の場合、製造地を表示

国産品の場合は「国内製造」を、輸入品の場合は外国において製造された旨(アメリカ製造、カナダ製造等)を表示します。

国産品にあつては、「国内製造」の表示に代えて、「〇〇県製造」等都道府県名その他一般に知られている地名で表示することができます。

表示例1 対象原材料の製造地を表示する場合

名 称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁(国内製造)、果糖ぶどう糖液糖、…

対象である加工食品に使用される原材料うち、最も重量割合が大きい生鮮原材料の原産地が分かっている場合、製造地の表示に代えて、その生鮮原材料の原産地まで遡り表示することも可能です。

表示例2 対象原材料である加工食品に使用される生鮮原材料の原産地まで遡り表示する場合

名 称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁(りんご(国産))、果糖ぶどう糖液糖、…

中間加工原材料に使われた原材料の中で、最も重量割合が大きい生鮮原材料名とその原産地を表示

ケーススタディ4

加工食品と生鮮食品の区別

「加工食品」及び「生鮮食品」はどのようなものですか。



A 「加工食品」は、「製造又は加工された食品」と定義され、調味や加熱等したものが該当します。
「生鮮食品」は、「加工食品及び添加物以外の食品」と定義され、単に原材料を水洗い、切断や冷凍等したものが該当します。

具体的な品目は食品表示基準別表第1及び別表第2にまとめています。(※別表は巻末26P、27P)

ケーススタディ 5

中間加工原材料の製造地の決め方

中間加工原材料の製造地の決め方について教えてください。



A 中間加工原材料の製造地が国内の場合には、国内製造と、輸入品の場合は外国において製造された旨(アメリカ製造、カナダ製造等)を表示します。

輸入した中間加工原材料については、通常、通関の際の輸入許可書上の産地が製造地となります。輸入された中間加工原材料を、国内他社でさらに「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」がなされ、それを仕入れて使用する場合は、「国内製造」となります。

具体例

- ・ようかんを製造しており、最も重量割合の大きい原材料は砂糖。
- ・原材料の砂糖は、アメリカで製造された原料糖を輸入し、国内の別の製造所で製糖。



輸入された「原料糖」は、国内他社でさらに製糖(製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為)が行われているため、「砂糖(国内製造)」と表示します。

名 称	ようかん
原材料名	砂糖(国内製造)、小豆、水あめ、寒天

⑤複数の異なる原産地の原材料を混合している場合



Point 5

複数の異なる原産地・製造地の原材料を混合している場合、国別に重量順で表示する

複数の原産地・製造地の原材料を混合した場合は、重量割合の大きい順に原産地を表示します。

原材料	重量割合	原産地
豚肉	35%	国 産 25% アメリカ産 10%

重量割合が大きい、
国産→アメリカ産の順に表示

表示例1 国産豚肉とアメリカ産豚肉を使用した場合

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産、アメリカ産)、豚脂肪、糖類(水あめ、ぶどう糖、砂糖)、…

3か国以上の場合は、3か国目以降を「その他」とまとめて表示できます。

原材料	重量割合	原産地
豚肉	35%	国産 20% アメリカ産 10% 中国産 5%

重量割合順に、3か国目以降を「その他」と表示可能

表示例2 国産豚肉、アメリカ産豚肉とカナダ産豚肉を使用した場合

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産、アメリカ産、その他)、豚脂肪、糖類(水あめ、ぶどう糖、砂糖)、…

3か国目以降を「その他」と表示可能

⑥原産地・製造地の国別の重量順表示が困難である場合

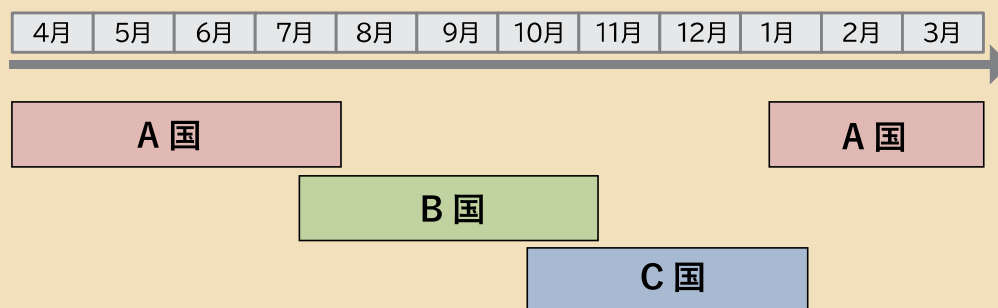


Point 6

一定の条件を満たせば、「又は表示」、「大括り表示」、「大括り表示+又は表示」が可能

原材料の原産地・製造地が時期によって入れ替わる場合等、国別の重量順表示が難しい場合は、例外的に過去の一定期間の産地別の使用実績等に基づいて、「又は表示」、「大括り表示」、「大括り表示+又は表示」を行うことができます。

主な原産地が変化するイメージ



「又は表示」や「大括り表示+又は表示」を行う場合、過去の一定期間の使用実績等に基づき原料原産地を表示した旨を表示する必要があります。

「又は表示」等を行う場合、根拠資料の保管等の必要条件を満たしていることが必要ですのでご注意ください。根拠としては過去の一定期間の使用実績や今後の使用計画を示す資料等が必要です。(詳細は19P~22P)

(参考) 例外的な表示が認められる条件

表示方法	認められる条件
又は表示	・対象原材料として2以上の原産地・製造地のものを使用していること ・対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性があり、国別の重量順表示が困難であること ・過去又は将来の一定期間における重量割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順序の変動を示す資料を保管すること
大括り表示	・対象原材料として3以上の外国が原産地・製造地のものを使用していること ・対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性があり、国別の重量順表示が困難であること ・過去又は将来の一定期間における重量割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順序の変動を示す資料を保管すること
大括り表示 +又は表示	・対象原材料として国産品及び3以上の外国が原産地・製造地のものを使用していること ・対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性があり、国別の重量順表示が困難であること ・過去又は将来の一定期間における重量割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順序の変動を示す資料を保管すること

<表示方法>

1) 又は表示

使用可能性がある原産地・製造地を「又は」でつないで表示します。

原産地・製造地が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」とまとめて表示することも可能です。

過去の一定期間の使用実績等に基づき原料原産地を表示したことを注意書きとして、「〇〇の産地は、△△年の使用実績順」等と表示する必要があります。

過去の一定期間における使用実績等での使用割合が5%未満である原産地に関しては、「国産又はアメリカ産(5%未満)」と原産地の後に(5%未満)と表示する必要があります。

表示例 又は表示

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産又はアメリカ産)、豚脂肪、糖類(水あめ、ぶどう糖、砂糖)、…

※豚肉の産地は、令和2年度の使用実績順

使用実績からみた重量割合順に表示したことを注意書きとして表示

2)大括り表示

使用予定の原産地・製造地が外国3か国以上の場合、外国の原産地・製造地を「輸入」や「外国製造」と1つにまとめて表示することが可能です。

国産と輸入品の両方を原材料として使用する場合、国産と輸入品(3か国以上の合計値)との間で、使用重量の高いものから順に表示します。

表示例 大括り表示

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(輸入)、豚脂肪、糖類(水あめ、ぶどう糖、砂糖)、…

3 か国以上の外国の原産地を「輸入」と表示

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産、輸入)、豚脂肪、糖類(水あめ、ぶどう糖、砂糖)、…

国産と輸入との間で使用割合の大きいものから順番に表示

3)大括り表示+又は表示

国産と3か国以上の外国の原材料を使用し、国産と輸入の間で重量順が変わる場合、外国の原産地・製造地を1つにまとめて、過去の一定期間における使用実績等に基づいて対象原材料に占める重量割合が大きい順に「輸入又は国産」等と表示することができます。

過去の一定期間の使用実績等に基づき原料原産地を表示したことを注意書きとして、「〇〇の産地は、△△年の使用実績順」等と表示する必要があります。

一定期間における使用実績等での使用割合が5%未満である原産地に関しては、「輸入又は国産(5%未満)」と原産地の後に(5%未満)と表示する必要があります。

表示例 大括り表示+又は表示

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産又は輸入)、豚脂肪、糖類(水あめ、ぶどう糖、砂糖)、…

※豚肉の産地は、令和2年度の使用実績順

使用実績からみた重量割合順に表示したことを注意書きとして表示

ケーススタディ 6

「アメリカ産又は国産」と表示した際の原産地にパターンについて

「又は表示」について、原産地を「アメリカ産又は国産」と表示していますが、時期によっては、国産の原材料だけを使用して製造している月もあります。問題ないでしょうか。



A 「アメリカ産又は国産」と表示した場合は、「使用量の多い順にアメリカ産、国産の順」、「使用量の多い順に国産、アメリカ産の順」、「アメリカ産のみ」、「国産のみ」の4パターンを意味しますので、この範囲であれば表示を変更する必要はありません。

ただし、アメリカ産と国産以外の原産地の原材料を使用した場合は、表示を変更する必要があります。

ケーススタディ 7

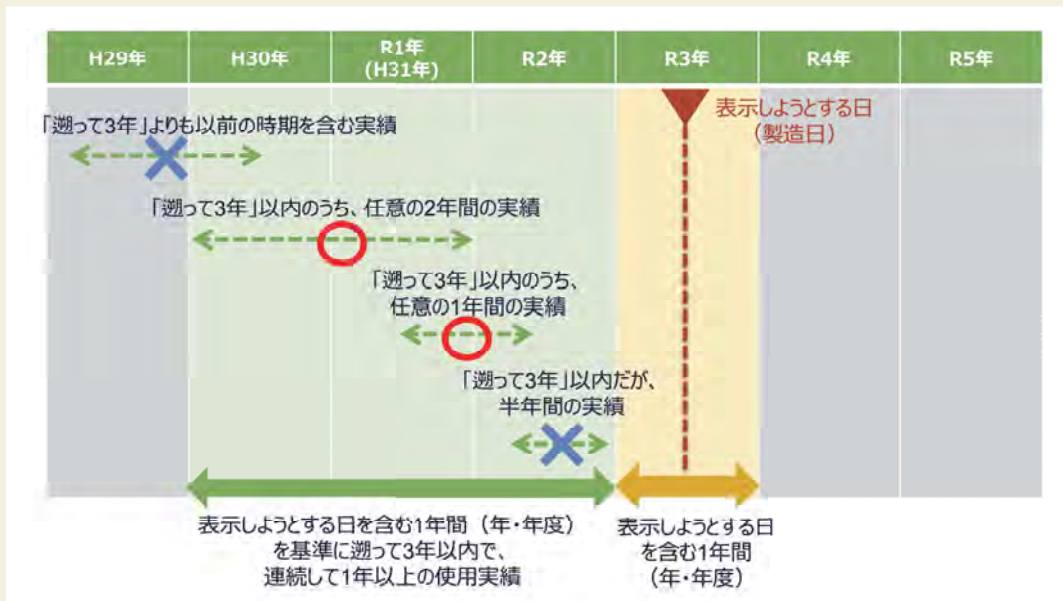
根拠として用いることができる使用実績や使用計画の期間

「又は表示」等を行う際、「過去の一定期間における産地別使用実績」や「今後の一定期間における産地別使用計画」として用いることができるのはどの期間ですか。



A 「過去の一定期間における産地別使用実績」は、表示しようとする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)から遡って3年以内で、かつ、最低1年以上の実績に限られます。

(根拠として用いることができる「使用実績」の期間の考え方)



「今後の一定期間における産地別使用計画」は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限られます。

(根拠として用いることができる「使用計画」の期間の考え方)



ケーススタディ 8

「又は表示」等をする際の注意書きの表示例

「又は表示」又は「大括り表示+又は表示」する場合、過去の一定期間における産地別使用実績等に基づく表示であることを示す注意書きが必要ですが、どのような表現で書けばよいですか。



名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産又はアメリカ産)、豚脂肪、糖類(水あめ、ぶどう糖、砂糖)、…
※豚肉の産地は、令和2年度の使用実績順	

※この部分の記載

A 過去の一定期間における産地別使用実績順に表示する場合、注意書きについては、下記に表示例が考えられます。

- ① ○○の産地は、令和●●年の使用実績順
- ② ○○の産地は、20●●年から2年間の使用実績順
- ③ ○○の産地は、製造年の前年の使用実績順
- ④ ○○の産地は、前年の使用実績順
- ⑤ ○○の産地は、過去1年間の使用実績順
- ⑥ ○○の産地は、賞味期限の●年前の使用実績順
- ⑦ ○○の産地は、賞味期限の年の●年前から■年前までの使用実績順
- ⑧ ○○の産地は、賞味期限の年の●年前から■年間の使用実績順
- ⑨ ○○の産地は、令和●年●月から令和■年■月までの使用実績順
- ⑩ ○○の産地は、製造●年前の使用実績順
- ⑪ ○○の産地は、過去●年間の平均使用実績順

今後の一定期間における使用計画順に表示する場合、注意書きについては、下記に表示例が考えられます。

- ① ○○の産地は、令和●●年の使用計画順
- ② ○○の産地は、今年度の使用計画順
- ③ ○○の産地は、令和●年●月から令和■年■月までの契約栽培から推定した順
- ④ ○○の産地は、製造年の使用計画順

なお、上記の注意書きは、あくまで表示例ですので、上記の書き方以外は認められないということではありません。消費者に分かりやすい注意書きとしてください。

1

原料原産地表示の対象となる加工食品の判断

新しい原料原産地表示制度への対応を進めるためには、原料原産地表示の対象になるかどうかを判断します。対象外の場合はそれ以上の対応は必要ありません。「2.1. 原料原産地表示の対象となる加工食品」で記載した考え方に沿って、対象になるかどうかを判断してください。

2

原材料の情報の整理から表示内容の決定まで

原料原産地表示の対象になる場合の、原料原産地名を正しく表示するための事前の準備はおおまかに以下の5つのステップで行います。

手 順

STEP1

原材料の重量割合を整理

商品を試作し、使用している原材料を重量別に把握。
リスト化に取りまとめる。

STEP2

原材料の原産地・製造地を
確認・整理

使用している原材料の原料原産地を仕入れ先から
確認し、国別に把握する。

STEP3

原料原産地名の
表示方法を検討

最も重量割合が大きい原材料の原料原産地の数等
から、「又は表示」、「大括り表示」等の原料原産地
の表示方法を検討する。

「又は表示」等を
しない場合

STEP4

根拠書類の整理

「又は表示」や「大括り表示」の元となる根拠資料
を整理する。

STEP5

ラベル・包装の
表示内容決定

上記から整理した表示方法を決定し、ラベル・包装
を作成（発注）する。

STEP 1

原材料の重量割合を整理

まず、原料原産地表示を行う原材料を特定します。試作等を行い、商品に使用している原材料とその重量割合を一覧で書き出しましょう。

原材料のうち、最も重量割合が大きい原材料が原料原産地表示の対象です。

体積(mlやcc等)で使用量を把握している場合は、重量(gやkg等)に換算して整理しましょう。

原料原産地把握のためのワークシート(例)

原材料	重量		分類	
	重量(g)	重量割合(%)	生鮮品	加工品
豚肉	140	70	○	
豚脂肪	40	20	○	
食塩	8	4		○
水あめ	4	2		○
...				

最も重量割合が大きいものが原料原産地表示の対象です。

- ・体積(ml等)は必ず重さに換算して整理しましょう
- ・重量の割合順に整理しておきましょう

STEP 2

原材料の原産地・製造地を確認・整理

次に、原材料の原産地・製造地を、シートに一覧で記入しましょう。

原材料の原産地又は製造地は、原材料の納品書、商品仕様書やカタログ等に記載されている場合があります。わからない場合は、仕入れ先へ問い合わせしてみましょう。

この時、原産地・製造地以外の表示情報等(中間加工原材料に使用されている原材料、原材料に含まれるアレルギー等)についても一緒に整理しておくといでしょう。

原料原産地把握のためのシート(例)

原材料	重量		分類		原産地/製造地	使用されている原材料・添加物				アレルギー
	重量(g)	重量割合(%)	生鮮品	加工品		原材料名/添加物1	原材料名/添加物2	原材料名/添加物3	原材料名/添加物4	
豚肉	140	70	○		アメリカ、中国、日本	豚肉				豚肉
豚脂肪	40	20	○		アメリカ	豚肉				豚肉
食塩	8	4		○	国内製造	天日海塩				
水あめ	4	2		○	国内製造	もち米	大麦			
...										

- ・原材料の原産地を一覧で整理しておきましょう
- ・複数の原産地から調達している場合は、複数記載しておきましょう

- ・他の項目の記載で必要になるため、併せて整理することをおすすめします

納品書の例

納品書

●●●御中

2019年4月1日

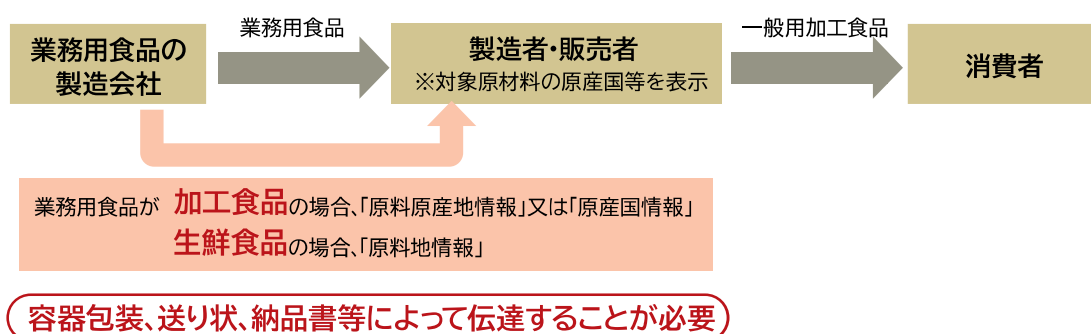
(株)A社

注文の商品について、以下の通り納品します。

品名	数量	単価	産地
豚肉	200kg	見積書に記載	アメリカ産

●業務用の加工食品・生鮮食品の産地情報の伝達について

業務用の加工食品・生鮮食品が一般用加工食品における原料原産地表示の対象の原材料である場合、業務用食品の製造業者は、取引先に対して原料原産地情報、原産国名情報又は原産地情報を伝達することが、新しい表示食品表示基準の中で義務づけられています。業務用食品を消費者向けの加工食品を製造する事業者には販売する際は、使用した原材料の産地や製品の製造地等の産地情報の伝達を忘れないようにしてください。



STEP

3

原料原産地名の表示方法を検討

STEP2で作成したワークシートを基に、原料原産地表示の対象となる原材料とその原産地又は製造地の国別の重量順を確認します。

原産地又は製造地が時期によって切り替わる場合や、国別の重量順が変わる場合は「又は表示」、「大括り表示」や「大括り表示+又は表示」で表示することができます。

表示の方法は、以下のフロー図を活用し、使用する原材料の原産地・製造地数、国別重量順の変動や産地切替え、包材やラベルシールの切り換え等の自社事情を踏まえた上で決定しましょう。詳しい表示の方法は、2.2原料原産地表示のポイントのPoint 3～Point6(7P～14P)を確認しましょう。

原料原産地名の表示の方法の確認フロー図

表示しようとする時点(製造日)を含む今後1年間に使用される予定の産地について
表示対象の原材料の**国別の重量順が変わる or 原産地の切り替えを行う予定がある**

YES ↓

国別の重量順の変更や原産地の切り替えのたびに
表示の切り換え(包材の切り換え、ラベルシール対応)ができる

YES NO

原料原産地を国別・重量順に表示

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産、アメリカ産、 その他)、…

NO ↓

原産地が外国2か国まで

国産+外国1か国 国産+外国2か国 外国2か国

YES ↓

「又は表示」が可能

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産又はアメリカ産)、… ※豚肉の産地は、令和2年度の使用実績順

YES ↓

「又は表示」、「大括り表示」が可能

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産又は中国産 又はその他)、… ※豚肉の産地は、令和2年度の使用実績順
名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(輸入)、…

原産地が外国3か国以上

外国3か国以上 国産+外国3か国以上

YES ↓

国産と外国3か国合計の
重量順位が変わる

YES ↓

「又は表示」、「大括り表示+又は表示」が可能

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産又はアメリカ産 又はその他)、… ※豚肉の産地は、令和2年度の使用実績順
名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産又は輸入)、… ※豚肉の産地は、令和2年度の使用実績順

NO ↓

「又は表示」、「大括り表示」が可能

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産又はアメリカ産又は 中国産又はカナダ産)、… ※豚肉の産地は、令和2年度の使用実績順
名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産、輸入)、…

STEP 4 根拠資料の整理

「又は表示」や「大括り表示」、「大括り表示+又は表示」を行う場合、対象原材料の産地別の使用実績、使用計画等の根拠資料として準備し、保管することが必要です。

根拠資料は、「賞味(消費)期限に加えて1年間」又は「賞味期限の表示を省略している製品については、製造してから5年間」の保管が義務付けられています。

保管方法は、文書または電子媒体のいずれの方法でも可能です。

根拠資料とは、具体的に以下のものを指します。

<根拠資料>

No.	準備すべき根拠資料
1	次に掲げる期間(事業者が定めた期間)がいつからいつまでか示す資料 ア)表示をする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等) イ)過去又は今後の一定期間
2	製品の製造に用いる原材料が、過去又は今後の一定期間において産地ごとの重量順位の変動や産地切り替えがあることを示す資料
3	過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画をどのような単位で計上したかを示す資料(一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか等)
4	「又は表示」又は「大括り表示+又は表示」の注意書きをする場合、注意書きが指し示す期間で表示対象の原材料の原産地ごとの使用割合の順を示す資料(「大括り表示+又は表示」の場合は、輸入品合計と国産品)

※「又は表示」や「大括り表示」、「大括り表示+又は表示」を行う場合、実際に使用した原材料の産地と表示内容に違いがないことを確認の上、その製品に実際に使用した原材料の産地別使用実績が分かる資料も併せて保管してください。

※1~4の情報は、必ずしも別々の資料で準備する必要はありません。1~4が1つの資料にまとまっていれば、その書類が根拠資料となります。

準備する根拠資料は既存製品や新製品かで変わります。

<準備すべき根拠資料>

	製造する製品	準備する根拠資料
既存製品	過去3年以内の実績と、今後1年間の原料原産地の(予定)の使用傾向が同じ	過去3年以内の中で、任意の1年以上の産地別使用実績
	過去3年間以内の実績と、今後1年間の原料原産地(予定)の使用傾向が違う	計画に基づく製造の開始日から1年間以内の産地別使用計画
新製品	既存の製品と原材料の管理を共通化している	管理を共通化している既存製品について、過去3年以内の中で、任意1年以上の産地別使用実績
	既存の製品と原材料の管理を共通化していない	計画に基づく製造の開始日から1年間以内の産地別使用計画

準備すべき根拠資料の作成例

製造した商品名や製造時期がわかる資料としてください。
 期間中の原産地毎の使用量を整理し、産地の重量順が入れ替わる・産地が切り替わっているところわかる資料としてください。

(産地別使用実績に関する資料の例)

産地別使用実績(2019年度)

製品名		ウイナーソーセージ												
製造時期		2019 年度												
使用した 原材料 (重量割合1位)	原産地	使用量												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
豚肉 (kg)	アメリカ産	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1500
	中国産	100	100	100	200	200	200	-	-	-	-	-	-	900
	国産	-	-	-	-	-	-	150	150	150	100	100	100	750
豚脂肪 (kg)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

製品名や製造した時期（製造年・年度等）
 がわかるもの

- ・期間中の原産地毎の使用量を整理したもの。
- ・期間中に、産地の使用した重量順が入れ替わっていることがわかるようにしてください。

(産地別使用計画に関する資料の例)

産地別使用計画(2022年度)

製品名		ウイナーソーセージ												
製造時期		2022 年度												
使用した 原材料 (重量割合1位)	原産地	使用予定量												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
豚肉 (kg)	アメリカ産	150	150	150	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1350
	中国産	100	100	100	150	150	150	-	-	-	-	-	-	750
	国産	-	-	-	-	-	-	150	150	150	50	50	50	600
	カナダ産	-	-	-	50	50	50	50	50	50	50	50	50	450
豚脂肪 (kg)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

製品名や製造予定の時期（製造年・年度等）
 がわかるように整理

- ・期間中の原産地毎の使用予定を整理したもの。
- ・期間中に、産地の使用した重量順が入れ替わっていることがわかるようにしてください。

産地別使用実績を根拠とする場合(根拠を裏付ける書類の例)

産地別の使用実績を客観的・合理的に裏付ける資料として、

- ・産地が記載されている送り状や納品書等
 - ・産地が記載されている規格書等であって、容器包装、送り状又は納品書等において、製品がどの規格書等に基づいているのか照合できるようになっている資料
- を一緒に保管しておくようにしてください。

(納品書の例)

納品書		2019年4月1日	
●●●御中		株式会社A社	
注文の商品について、以下の通り納品します。			
品名	数量	単価	産地
豚肉	200kg	見積書に記載	アメリカ産

納品書		2019年4月3日	
●●●御中		株式会社B社	
注文の商品について、以下の通り納品します。			
品名	数量	単価	産地
豚肉	100kg	見積書に記載	中国産

- ・納品日や産地が明記されている書類
- ・納品書に産地の記載がない場合、産地の記載された商品仕様書、カタログ等を添付するとよい。

また、産地別の使用実績として、仕入れた原材料を製品に使用したことが分かる資料(製造記録や製造指示書等)を保管しておくようにしてください。

(製造記録の例)

製造記録		2019年4月15日					
今月のウインナーソーセージの製造実績は以下の通りです。							
品名	生産計画	原料	使用量	原産地(仕入れ先)	...	製造実績	備考
ウインナーソーセージ	20ケース	豚肉	300kg	アメリカ(A社)、中国(B社)	...	19ケース	
		...	...	...	...	...	
...	...	...	...	...	...	...	

- ・原材料を使用して製造した製品、原産地、製造日が明記されている製造実績を示す書類

産地別使用計画を根拠とする場合(根拠を裏付ける書類の例)

産地別の使用計画を客観的・合理的に裏付ける資料として、以下の資料と一緒に保管しておくようにしてください。

- ・原材料の納入元(商社等)からの産地が記載されている納品計画に関する資料及びその計画に基づき原材料を使用することが明確になっている資料(製造仕様書等)
- ・契約栽培等の生産者との契約及びその契約に基づき原材料を使用することが明確になっている資料

(納品計画書・製造仕様書の例)

2022納品計画書

●●●御中

2022年2月1日

2022年度の貴社への納品計画は、以下の通りです。

納品予定数量 (kg)

商品名	見積単価	原産地	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
豚肉	XXX円/kg	アメリカ産	150	150	150	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1350
	YYY円/kg	カナダ産	-	-	-	50	50	50	50	50	50	50	50	450	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	

納品時期 (月別) や産地が明記されている

2022年2月15日

製造仕様書

今月のウインナーソーセージの製造仕様は以下の通りです。

品名	原料名	配合率	原産地 (仕入れ先)	備考
ウインナーソーセージ	豚肉	70%	アメリカ産、カナダ産 (A社)	
	豚脂肪	20%	国産 (Z社)	
	...	...	...	
...	...	...	...	

納品予定の製品が、製品の製造に使用される予定であることを示すこと

ケーススタディ 9

類似商品の過去の使用実績を根拠にできるか

新商品の原料原産地表示を「又は表示」で行うことを検討しています。根拠資料として、類似商品の過去の使用実績を使うことは可能でしょうか。



A 新商品と類似商品で原材料を共通で管理している場合は、類似商品の過去の使用実績を使うことができます。

ただし、原材料の管理を共有化していない場合は、使用計画を用意する必要があります。

※「原材料を共通化している」とは、以下のような場合が想定されます。

- ①同一製品を複数の工場生産し、同一の包材を使用している場合
- ②内容量が「100g」、「50g」等内容量だけが異なる場合
- ③「しょうゆ味」、「みそ味」等味付けだけが異なる場合
(味付け以外の原材料も変えているものは除く。)
- ④原材料が同じ製品で、製品ごとに原材料を区別せずに使用している場合
(しゅうまい、餃子の原材料として一緒の豚肉を使用して製造している場合等)

STEP 5 ラベル・包装の表示内容の決定

STEP1～4までで整理した情報を基に、食品表示の原料原産地名の箇所に、原産地を記載してください。（※対象の原材料名の後に括弧書きで表示する、または、原料原産地名の枠を設けて表示する。）

「又は表示」又は「大括り表示+又は表示」により表示する場合は、どの期間の実績・計画に基づいて記載したかの注意書きを忘れずに記載してください。

ラベルや包装を外注している場合は、納品されたものの表示内容があるか念のため確認しておきましょう。

食品表示ラベルの例

名 称	ウイナーソーセージ
原材料名	豚肉、豚脂肪、食塩 …
原料原産地名	輸入又は国産(豚肉)

※豚肉の原産地は、令和3年度の使用計画によるものです。

STEP4 までの内容を踏まえて、記載します。

「又は表示」、「大括り+又は表示」の場合は注意書きを忘れずに記載します。

ケーススタディ 10

アレルギー表示や遺伝子組換え表示等の他の項目を表示する順番は？

原材料名欄には、アレルギー表示や遺伝子組換え表示を行うこともありますが、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示の順番について決まりはありますか。



A 原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示の順番について特段の規定はありません。ただし、消費者の健康危害の発生を防止するため、アレルギー表示を他の表示よりも優先して表示しましょう。

アレルギー体質の消費者のために、アレルギー表示の対象となる特定原材料はわかりやすいように工夫して表示しましょう。

具体例

名 称	豆腐サラダ
原材料名	豆腐(大豆を含む:遺伝子組換えでない)(国内製造)、レタス、トマト、きゅうり、…

1

問い合わせ先

<加工食品の原料原産地表示に関する問い合わせ先>

消費者庁

消費者庁食品表示企画課
電話番号：03-3507-8800（代）

農林水産省

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課
電話番号：03-3502-8111（代）

拠点	電話番号	管轄
北海道農政事務所 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	011-330-8814	北海道
東北農政事務所 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	022-221-6108	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東農政事務所 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	048-740-0090	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡
関東農政事務所東京都拠点	03-5144-5266	東京
北陸農政事務所 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	076-232-4113	新潟、富山、石川、福井
東海農政局 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	052-223-4611	岐阜、愛知、三重
近畿農政局 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	075-414-9026	滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山
近畿農政事務所大阪府拠点	06-6941-9060	大阪
中国四国農政局 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	086-224-9409	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	096-211-9156	佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
九州農政事務所福岡県拠点	092-281-8289	福岡
沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課	098-866-1672	沖縄

電話：8時30分～17時15分（12時～13時及び土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

※一部受付時間が異なる窓口があります。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）

拠点	電話番号	管轄
札幌センター	050-3481-6021	北海道
仙台センター	050-3481-6022	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
本部	050-3481-6023	茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、新潟
横浜事務所	050-3481-6024	千葉、神奈川、山梨、長野、静岡
名古屋センター	050-3481-6025	富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重
神戸センター	050-3481-6026	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知
福岡センター	050-3481-6027	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

最寄りの各都道府県 問合せ先は、下記ウェブページで御確認ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/contact/prefectures/

2 参考資料

その他、原料原産地の表示だけでなく、正しい食品表示を行うために必要なチェック項目をまとめた資料を公開していますので、参考にしてください。

消費者庁「食品表示実践マニュアル」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/advancedmodel/assets/local_cooperation_cms201_210331_10.pdf

農林水産省「新たな原料原産地表示制度 - 事業者向け活用マニュアル -」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html

農林水産省「マニュアル別冊「実践 チェックリストと表示例」」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/attach/pdf/gengen_hyoji-50.pdf

○関係法令・通知・Q&A

消費者庁「食品表示法等（法令及び一元化情報）」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

- ・食品表示基準（平成 27 年 3 月 20 日内閣府令第 10 号）
- ・食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）
- ・食品表示基準 Q&A について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号）

図表 1 食品表示基準別表第1（第2条関係）—加工食品—

区分	具体例
(1) 麦類	精麦
(2) 粉類	米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類
(3) でん粉	小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しょでん粉、ばれいしょでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉
(4) 野菜加工品	野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜（漬物を除く。）、野菜漬物、野菜冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品
(5) 果実加工品	果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の果実加工品
(6) 茶、コーヒー及びココアの調製品	茶、コーヒー製品、ココア製品
(7) 香辛料	ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン（桂皮）、クローブ（丁子）、ナツメグ（肉ずく）、サフラン、ローレル（月桂葉）、パプリカ、オールスパイス（百味こしょう）、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料
(8) めん・パン類	めん類、パン類
(9) 穀類加工品	アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品
(10) 菓子類	ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類
(11) 豆類の調製品	あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆、その他の豆類調製品
(12) 砂糖類	砂糖、糖蜜、糖類
(13) その他の農産加工食品	こんにゃく、その他1から12までに分類されない農産加工食品
(14) 食肉製品	加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品
(15) 酪農製品	牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、発酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、アイスクリーム類、その他の酪農製品
(16) 加工卵製品	鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品
(17) その他の畜産加工食品	蜂蜜、その他14から16までに分類されない畜産加工食品
(18) 加工魚介類	素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、その他の加工魚介類
(19) 加工海藻類	こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の加工海藻類
(20) その他の水産加工食品	18及び19に分類されない水産加工食品
(21) 調味料及びスープ	食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、調味料関連製品、スープ、その他の調味料及びスープ
(22) 食用油脂	食用植物油脂、食用動物油脂、食用加工油脂
(23) 調理食品	調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品
(24) その他の加工食品	イースト、植物性たんぱく及び調味植物性たんぱく、麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、粉末ジュース、その他21から23までに分類されない加工食品
(25) 飲料等	飲料水、清涼飲料、酒類、氷、その他の飲料

図表 2 食品表示基準別表第2（第2条関係）—生鮮食品—

大区分	小区分	具体例
農産物	(1)米穀(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。)	玄米、精米
	(2)麦類(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含む。)	大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦
	(3)雑穀(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含む。)	とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀
	(4)豆類(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。)	大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類
	(5)野菜(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に凍結させたものを含む。)	根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜
	(6)果実(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に凍結させたものを含む。)	かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実
	(7)その他の農産食品(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に凍結させたものを含む。)	糖料作物、こんにゃくいも、未加工飲料作物、香辛料原材料、他に分類されない農産食品
畜産物	(1)食肉(単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。)	牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類
	(2)乳	生乳、生山羊乳、その他の乳
	(3)食用鳥卵(殻付きのものに限る。)	鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵
	(4)その他の畜産食品(単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。)	
水産物	(1)魚類	淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類
	(2)貝類	しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類
	(3)水産動物類	いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類
	(4)海産ほ乳動物類	鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類
	(5)海藻類	こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

消費者庁食品表示企画課

電話番号：03-3507-8800（代）

令和3年度「地方消費者行政に関する先進的モデル事業」

新しい原料原産地表示制度を知ろう！

～中小企業向けマニュアル～（仮）

令和3年10月発行

発行：消費者庁 食品表示企画課

【委託先】株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所